

○野迫川村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月15日

条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第12条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(村の責務)

第3条 野迫川村(以下「村」という。)は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供において、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び村長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 村長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利

用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(準備行為)

第2条 この条例の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表第1(第4条関連)

実施機関	事務
1 村長	野迫川村営住宅管理条例(平成9年9月25日条例第2号)に基づく事務であつて規則に定めるもの
2 村長	野迫川村特定公共賃貸住宅管理条例(平成7年9月28日条例第17号)に基づく事務であつて規則に定めるもの
3 村長	野迫川村子ども医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第8号)に基づく事務であつて規則に定めるもの
4 村長	野迫川村就学児医療費支給に関する条例(平成23年3月8日条例第12号)に基づく事務であつて規則に定めるもの
5 村長	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例(平成24年9月11日条

	例第8号)に基づく事務であつて規則に定めるもの
6 村長	野迫川村心身障害者医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第9号)に基づく事務であつて規則に定めるもの
7 村長	野迫川村重度心身障害老人等医療費助成要綱(平成17年9月1日要綱第2号)に基づく事務であつて規則に定めるもの

別表第2(第4条関連)

実施機関	事務	特定個人情報
村長	野迫川村営住宅管理条例に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)及び地方税法(昭和25年法律第226号)その他地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であつて規則に定めるもの
村長	野迫川村特定公共賃貸住宅管理条例に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの
村長	野迫川村子ども医療費助成条例に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの
村長	野迫川村就学児医療費支給に関する条例に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの
村長	野迫川村ひとり親家庭等医療費助成条例に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの

村長	野迫川村心身障害者医療費助成条例に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの
村長	野迫川村重度心身障害老人等医療費助成要綱に基づく事務であつて規則に定めるもの	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの

別表第3(第5条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	野迫川村奨学金貸与条例(昭和45年7月3日条例第10号)に基づく事務であつて規則に定めるもの	村長	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの
教育委員会	野迫川村高等学校育英資金貸与条例(昭和47年3月25日条例第15号)に基づく事務であつて規則に定めるもの	村長	住民票関係情報及び地方税関係情報であつて規則に定めるもの